

## 加古川市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市国民保護協議会条例(平成18年加古川市条例第31号。以下「条例」という。)第5条の規定により、加古川市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条の会長があらかじめ指名する委員は、加古川市副市長とする。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 加古川市情報公開条例(平成10年12月22日条例第27号)第5条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

- 2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 開催日時及び場所
  - (2) 出席委員の氏名
  - (3) 会議の経過の概要

(委員の代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行する。